

児童手当申請における認定請求者について

○児童手当の認定請求者となるのは、父母等のうち「生計を維持する程度の高い者」となります。

○「生計を維持する程度の高い者」とは

- ・出生児童の父または母のうち、所得が高い人
 - ・児童の健康保険の扶養者
 - ・住民票上の世帯主
 - ・児童を税法上の扶養親族としている
- 以上を総合的に判断します。

○認定請求者（家計の主宰者）以外の方が申請書（認定請求書）を窓口へ提出される場合は、**「委任状」**が必要となります。（第2子以降の場合は不要）
（例）父が家計の主宰者で、母が申請書を持参する場合など

○委任状は下記の様式をご利用いただけますので、窓口にご持参ください。

○なお、認定請求者本人の番号（マイナンバー）確認のための個人番号カードや通知カード等もご持参ください。

○詳しくは、あいぱーく光 こども政策課にお問合せください。

（こども政策係 0833-74-3009）

委任状

令和 年 月 日

光市長 様

（頼む人：認定請求者）※必ず自署してください。

住所	
氏名	
生年月日	

私は、下記の者を代理人として、児童手当・特例給付認定請求書に関する手続きについて委任します。

（頼まれた人：代理人）

住所	
氏名	
生年月日	

※代理人の身元確認ができるもの（個人番号カード、運転免許証、パスポートなど）を持参ください。